

市からのお知らせ

Hot news of daily life



国民年金保険料の納付が困難な方へ

令和6年7月分から令和7年6月分までの国民年金保険料の免除申請と納付猶予申請を受付します。※免除・猶予期間は、公的年金の受給資格期間として算入されますが、保険料を全額納付した場合に比べ受け取る年金額が少なくなりますのでご注意ください(10年以内に追納可能)。

●申請に必要なもの

個人番号が分かるもの(通知カードまたはマイナンバーカード)または国民年金保険料納付案内書

※本人以外が申請する場合…マイナンバーカード、免許証などの本人確認書類

※失業が理由の場合…雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票または雇用保険被保険者資格喪失確認書

※支所では受付できません。

●対象

申請免除制度 学生以外で所得が低いなどの経済的理由や、失業などの理由で保険料の納付が困難な方

納付猶予制度 50歳未満の方で、失業・無職などの理由で保険料の納付が困難な方

☎ 国保医療年金課(☎017-734-5352)

浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1153)

青森年金事務所(☎017-734-7495)

ドア・ツー・ドアで便利に移動! 浪岡AIデマンド交通をご利用ください

浪岡地区では、事前予約により利用者の要望に応じてドア・ツー・ドアで車両を運行する浪岡AIデマンド交通「のりAI」を運行しています。

【運行日時】 月～土曜日 8:00～17:00 ※日曜日は休み

【運行区域】 浪岡地区内全域

✳️ 予約方法

●ご利用になる前日までに、電話または予約アドレスまたは申込フォームから予約してください。

●ご予約の際は、①利用されるかたの氏名 ②利用日時 ③乗車人数 ④乗車場所 ⑤降車場所をお知らせください。

(予約アドレスからの予約の際は、①～⑤のほか、電話番号とメールアドレスも入力)

●ご利用の7日前から予約ができます。

●受付時間 8:00～17:00 ※日曜日は休み

◆電話番号 050-3097-3026

◆予約アドレス <https://weborder2.dennokotsu.jp/form/namioka>

◆予約フォーム 右の二次元コードより



予約フォーム

✳️ 料金(1人1回片道料金)

●1人利用400円

●2人利用300円

●3人以上で利用200円

※以下に該当するかたの利用料金

●いき・粋乗車証をお持ちのかたは100円

●小学生以下、障がい者手帳をお持ちのかたは無料

●浪岡病院利用者は病院が無料券を発行

1便当たりの乗合人数に
応じて料金が安くなります。

✳️ 支払方法

●現金のほか、クレジットカード、QR(PayPayなど)、電子マネー(WAONなど)でお支払いできます。

ご利用の際のお願い

▶帰りもご利用になる場合は、行きの予約とは別にご予約が必要です。行きの予約の際に帰りの分も一緒に予約してください。

▶目的地が2か所ある場合は、2か所分の予約が必要となります。(料金も2か所分が発生します。)

☎ 浪岡振興部総務課(☎0172-62-1115)

国民健康保険加入者の一部負担金の免除

国民健康保険加入者が、災害や事業の休廃止、失業などにより、一時的に生活が困窮し、医療機関で支払う窓口負担(一部負担金)の支払が困難になった場合、一部負担金の減免または徴収を猶予する制度があります。事前に申請が必要となりますので、詳しくは、お問合せください。

☎ 国保医療年金課(☎017-734-5343)

浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1153)

骨髄ドナーのかたへ助成金を交付します

市では、骨髄ドナーのかたが骨髄などを提供しやすい環境づくりを進めるため、助成金を交付しています。詳しくは、保健予防課までお問合せください。

【対象者】

◆ドナー(次の要件を全て満たすかた)

- ①骨髄などの提供の完了を証明する書類の交付を受けていること
- ②骨髄などの提供が行われた日において、市内に住所を有していること
- ③本助成金と同様の助成金などの交付を他に受けていないこと
- ④ドナー休暇制度がないこと、または全部もしくは一部の期間のドナー休暇を取得していないこと

◆事業所(次の要件を全て満たす事業所)

- ①市内に住所を有するドナーを雇用している県内の事業所で、骨髄ドナーに対しドナー休暇を付与していること
- ②本助成金と同様の助成金などの交付を他に受けていないこと

【助成額】

◆ドナー

2万円×骨髄などの提供に要した通院または入院の日数(上限はドナー休暇取得日を除く7日間)

◆事業所

1万円×ドナーが取得したドナー休暇の日数(上限7日間)

☎ 保健予防課(☎017-765-5281)

アメリカシロヒトリは早めの防除を

アメリカシロヒトリ(蛾の幼虫)は、ほとんどの樹木を食害することから、各家庭または地域で連携し、一斉防除すると効果的です。

庭木をよく観察し、枝先が白いクモの巣状になって、葉が白く枯れているような状況を見つけたら、早めに取り除きましょう。また、街路樹や公園の樹木にその様子を見つけた場合はご連絡ください。

●アメリカシロヒトリの特徴

- ①6月下旬頃と8月下旬頃に幼虫(毛虫)が発生します。
- ②幼虫(毛虫)は、最初は淡黄色で白いクモの巣状の中に群生し、その後、灰黒色で長く長い毛におおわれ、最大約3cmになり、庭木全体に加害します。

●防除方法

- ①クモの巣状の枝先を切り取り、踏みつぶすなどして駆除する。
- ②巣から出ている場合は、捕殺するか、殺虫剤を散布する(成長すると薬剤の効果が低くなります)。
- ③日頃から込み合った庭木の枝や、大きくなりすぎた庭木を剪定し、風通しを良くする。

●防除に使用する殺虫剤

使用の際は、説明書をよく読んで、取扱いに注意しましょう。

トレボン乳剤/トアロー水和剤CT/スミチオン乳剤など

※「展着剤(薬剤が葉や虫に付きやすくなる効果があります)」を薬剤に混ぜて使用するとより効果的です。

☎ 公園河川課(☎017-752-8342)

私道の寄附と整備補助

【私道の寄附】

幅員、延長、沿線の戸数など一定の要件を満たす道路について、市への寄附を受け付けています。

【私道などの整備補助】

町(内)会や地域住民の団体などが、一定の要件を満たす私道などを整備(舗装や側溝敷設、交通安全施設の設置)する場合、工事費の7割以内を補助します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎ 道路維持課(☎017-752-8556)

浪岡振興部都市整備課(☎0172-62-1168)

6月25日は無事故の日

市では、6月25日を「青森市民交通安全行動の日」と定めています。
自分自身を交通事故から守るため、また、大切な人を交通事故の被害者や加害者にしないためにも、家族や地域ぐるみで交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を心掛け、交通安全に努めましょう。

青森市民交通安全行動の日の集い

時 11:00～11:50 所 青森駅前公園

式典終了後、11:30頃から青森駅前公園周辺で反射材をプレゼント! パトカー&白バイ展示のほか、ゆるキャラ(ねぶたん他)とのふれあいもできます。



ハンド&サンクス(渡る合図とありがとう)で安全横断

横断歩道では、横断者がいるときまたは横断しようとする人がいる場合、車両などは必ず一時停止しなければなりません。歩行者は「手を上げる」「手を差し出す」などで横断する意思表示をし、止まった車に感謝の気持ちを伝える「ハンド&サンクス」を心掛けましょう。

生活安心課(☎017-734-5258)

交通ルールを守りましょう

シートベルト・チャイルドシートを着用しましょう

シートベルトは、交通事故に遭った場合の被害を大幅に軽減することができます。自動車に乗るときは後部座席を含むすべての座席で、シートベルトを着用しましょう。また、6歳未満の幼児を乗せて運転するときはチャイルドシートを使用させましょう。

踏切事故を防止しましょう

踏切前では必ず一時停止して左右の安全と前方を確かめてから渡りましょう。また、自動車が動けない、歩行者が渡り切れないなどの場面を見かけたら、ためらわずに非常ボタンを押し、踏切事故を防止しましょう。

生活安心課(☎017-734-5258)

敷地や屋根の雪対策を支援します

市民や事業所などが、敷地や屋根に雪対策工事を新たに行うために必要な資金を金融機関から借り入れする場合、その利子の全部または一部を市が負担します。対象となる工事は次のとおりです。詳しくは、お問合わせください。

- ◆敷地にロードヒーティング、融雪槽、融雪機などを設置する工事
- ◆屋根に融雪設備を設置する工事
- ◆既存の屋根を無落雪の屋根に改修する工事

建築指導課(☎017-752-8193)

下水道事業受益者の変更手続

下水道事業受益者負担金・分担金を納付しているかたで、土地売買などによって納付者を変更する場合は、「下水道事業受益者変更届」を提出してください。

営業課(☎017-734-4281)、上下水道課(☎0172-62-1159)

6月2日～8日は危険物安全週間

ガソリン携行缶 5つのポイント

- ①ガソリンは気温が-40℃でも気化し小さな火源でも引火し爆発的に燃焼する物質です。
- ②保管場所には燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- ③危険物の保管容器は、消防法令適合品を使用してください。(ガソリンは金属容器、灯油はプラスチック容器または金属容器の製品が市販されています。それぞれ、専用容器に収納して保管しましょう。)
- ④容器は必ず密栓し、直射日光のあたらない風通しの良い場所に保管しましょう。
- ⑤空気調整ネジをゆっくり開けて、内圧を抜いてからキャップを開けるようにしましょう。



消防本部予防課(☎017-775-0853)

解体工事などを行う際は事前の届出を

建設リサイクル法では、特定建設資材(木材・コンクリート・アスファルト)を使用し、次のいずれかに該当する工事を行う場合、発注者に工事着手7日前までの届出を義務付けています。忘れずに届出をしましょう。

- ◆延床面積80平方メートル以上の解体工事
- ◆延床面積500平方メートル以上の新築・増築工事
- ◆請負代金1億円以上の建築物の修繕工事など
- ◆請負代金500万円以上の土木工事など

建築指導課(☎017-752-8193)

猫の不妊去勢手術費補助事業

市では、飼い主のいない猫を増やさないために、不妊・去勢手術費の一部を補助します。補助金額の上限はオス1頭につき6,000円、メス1頭につき9,000円で、手術実施前に申請が必要です。詳しくは、担当課までお問合せください。

生活衛生課(☎017-737-3551)

青森市犬・猫等一時預かりボランティア事業

市では、保護した動物の新しい飼い主が見つかるまでの間、自宅で犬猫などのお世話をしてくれるボランティアを募集しています。飼育に必要な物品は市から貸し出します。ぜひ、お問合せください。

生活衛生課(☎017-737-3551)

「青森市空家等対策計画(第2期)(素案)」及び「青森市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例骨子案」への意見を募集します

「青森市空家等対策計画(第2期)」は、令和5年12月に改正された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適切に管理されていない空家などへの対策を実施し、市民の安全で快適な居住環境を維持するため策定するものです。また同法改正に伴い「青森市空家等の適切な管理に関する条例」の一部改正も行います。

縦覧場所など

6月17日(月)から
駅前庁舎3階住宅まちづくり課、本庁舎1階ロビー、本庁舎3階情報公開コーナー、駅前庁舎1階総合案内そば縦覧スペース、柳川庁舎1階柳川情報コーナー、浪岡庁舎1階閲覧コーナー、各支所・市民センター、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館及び市ホームページでご覧いただけます。

※縦覧は閉庁・休館日を除く

意見を提出できるかた

次のいずれかに該当するかた

- ①市内に住所を有するかた
- ②市内に事務所などを有する個人・団体など
- ③市内の事務所などに勤務するかた
- ④市内の学校に在学するかた
- ⑤意見募集事案に利害関係を有する個人・団体など

ご意見の提出方法

7月16日(火)までに氏名・住所を記入の上、郵送、FAX、直接持参で提出していただくか、市ホームページの「青森市電子申請サービスの応募フォーム」からお送りください。なお、住所が青森市外のかたは、前記「意見を提出できるかた」の②～⑤のいずれに該当するかも記入・選択してください。※持参は閉庁日を除く

提出先

〒030-0801 青森市新町一丁目3-7

青森市役所住宅まちづくり課(駅前庁舎3階)(☎017-734-5568)

※お寄せいただいたご意見は、内容を検討し、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。個別に回答はしませんのでご了承ください。

住宅まちづくり課(☎017-734-2385)

納期限のお知らせ

今月分として納めていただく市税などの納期限は次のとおりです。
※口座振替の場合、納期限が引き落とし日

◆7月1日(月)納期限

- ①市・県民税(普通徴収分) 第1期分
- ②児童保育負担金(保育料) 第3期(6月)分
- ③市営住宅使用料 6月分
- ④市営住宅駐車場使用料 6月分
- ⑤放課後児童会負担金 6月分

◆7月10日(水)納期限

- ⑥市・県民税(給与特別徴収分) 6月分

☎①②⑤⑥納税支援課

(☎017-734-5209)

☎③④住宅まちづくり課

(☎017-734-5572)

自動車税種別割の納期限は7月1日(月)です

県では、4月1日現在の自動車の所有者に、自動車税種別割の納税通知書を郵送しています。今年度は6月4日(火)に納税通知書を発送する予定です。忘れずに納めましょう。

☎東青地域県民局県税部 (☎017-734-9974)



国勢調査の試験調査にご協力をお願いします

総務省統計局では、国勢調査の試験調査を行います。

6月上旬から、調査対象となった世帯へ調査員(調査員証を携帯)が調査票の記入のお願いに訪問しますので、ご協力をお願いします。

回答方法は、調査票を郵送または調査員へ提出するほか、インターネットでも回答できます。

なお、ご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用されることはありません。

◆対象となる地域

南佃二丁目、合浦一丁目、花園二丁目、勝田一丁目、桂木四丁目、篠田一丁目、羽白字池上、油川字中道の各地域の一部

☎企画調整課

(☎017-763-5244)



「あおもり出前講座」利用団体募集

職員が皆さんのところへ伺い、市の施策や事業などについて分かりやすくご説明します。

☎開催日は相談の上、決定

9:00~12:00、または13:00~21:00の時間帯のうちの2時間以内

☎利用団体でご準備ください。

☎対5人以上で参加できる団体・グループ

☎希望日の3週間前までに開催申込書を広報広聴課へご提出ください。(開催募集案内は市役所各庁舎、各市民センターなどで縦覧可能。市ホームページにも掲載。)

☎広報広聴課(☎017-734-5107)

6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員は人権を守ることや大切さを伝える活動をするため、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことにちなみ、毎年6月1日は「人権擁護委員の日」となっています。

青森市では19名の人権擁護委員が人権に関する様々な活動に取り組んでいます!

☎人権男女共同参画課

(☎017-734-2296)

●人権擁護委員の日特別展示

人権に関する展示を実施します。ぜひお立ち寄りください。

☎時6/3(月) 9:30~15:00

☎所駅前庁舎1階エントランス

●「特設人権相談所」開設

人権に関する困りごとについて、人権擁護委員が相談に応じます。お気軽にご相談ください!

☎時6/3(月) 10:00~15:00

☎所市民なんでも相談室(駅前庁舎1階)

人権擁護委員の表彰

長年にわたり、人権擁護委員として人権擁護と人権思想の普及高揚に貢献した功績により、次のかたが表彰されました。おめでとうございます。

法務省人権擁護局長表彰

今井 百合子さん

全国人権擁護委員連合会長表彰

木村 伸一さん

長谷川 満春さん

青森地方法務局長表彰

阿部 哲さん

☎青森地方法務局人権擁護課

(☎017-776-9024)

便利なマイナンバーカードの申請方法をご利用ください!

◆郵便局で...

対応可能な郵便局が6月3日から11局となりました。

☎時9:00~17:00(土・日、祝日を除く)

※予約不要

☎所中央郵便局、西郵便局、千富郵便局、佃郵便局、幸畑郵便局、野内郵便局、浜田郵便局、浪館郵便局、油川郵便局、造道郵便局、浪岡郵便局

◆1人からでも... 要予約

ご指定の場所に出張します。

☎時10:00~17:00(土・日、祝日を除く)

※予約申込は9:00~17:00(土・日、祝日を除く)

☎☎市民課(☎017-718-0440)へ

井戸水の水質検査を受けましょう

井戸水を安心して飲めるよう、年に1回は水質検査(有料)を受けましょう。

水質検査実施機関については、お問合せください。

また、水質検査で異常が認められた場合は、お知らせください。

☎生活衛生課(☎017-765-5288) 浪岡振興部市民課(☎0172-62-1140)

道路漏水などの情報提供を

晴天なのに道路に水がたまっていたり、ふだんは水気がないところが濡れている場合は、水道水が漏水している可能性があります。発見したときはご連絡をお願いします。また、仕切弁筐の破損なども併せてご連絡ください。

☎水道部施設課(☎017-777-4255)

電気式生ごみ処理機を貸し出しています!

青森市ごみ問題対策市民会議では、電気式生ごみ処理機(乾燥式)を原則3か月以内で無料貸出しています。台数に限りがあるため、お待ちいただく場合があります。貸出要件など詳しくは、お問合せください。

☎清掃管理課(☎017-718-1179)

お困りごと相談窓口 無料

6月の市民相談

予約不要

☎所

市民なんでも相談室(駅前庁舎1階)

(☎017-734-5249)

[一般相談]

●市民なんでも相談室

☎時月~金曜日(祝日、年末年始を除く)

8:15~18:30

※来庁または電話で受付

[特別・専門相談] ※各相談10人程度

●人権相談

☎時3(月)・4(火)・17(月)

10:00~15:00

●行政相談

☎時6(木)・13(木)・20(木)・27(木)

10:00~15:00

●司法書士相談

☎時3(月)・11(火)

10:00~14:00

●不動産相談

☎時6(木)・13(木)・20(木)・27(木)

10:00~15:00

●不動産鑑定士相談

☎時25(火) 13:00~15:00

●土地家屋調査士相談

☎時3(月) 10:00~14:00

●行政書士相談

☎時14(金)・21(金)・28(金)

10:00~15:00

要予約

●法律相談

☎時10(月)・24(月)

13:00~15:00

☎対各5人(申込順)

☎事前に、生活安心課(☎017-734-5250)へ

10日分は3日から、24日分は11日から予約受付(8:30~)

※相談は、1回まで(1人20分間)

浪岡地区

人権相談・行政相談

☎時6/6(木)・20(木)

9:00~15:00

☎所浪岡総合保健福祉センター

☎浪岡振興部健康福祉課

(☎0172-62-1113)

借金に関する相談窓口

相談員が借金の状況などを伺い、必要に応じて弁護士などに引継ぎます。(秘密厳守)

☎017-774-6488【相談専用】

☎時月~金曜日(祝日、年末年始を除く)

8:30~12:00、13:00~16:30

☎東北財務局青森財務事務所理財課

(☎017-722-1463)

市税などの平日夜間納付相談

[青森地区]

☎時6/17(月)~20(木)・

24(月)~27(木)

20:00まで

☎所納税支援課(駅前庁舎)

(☎017-734-5209)

[浪岡地区]

☎時6/25(火)~28(金)

20:00まで

☎所浪岡振興部納税支援課

(☎0172-62-1141)

ひとり親家庭などの無料法律相談 要予約

離婚・養育費などの相談に弁護士がお応えします。

☎時7/4(木) 13:00~15:00

☎対4人(申込順)

☎備相談時間は30分、申込時に相談内容をお知らせください。

☎所☎☎7/1(月)までに、ひとり親家庭等就業・自立支援センター(☎017-734-5817)へ

青森市

DV相談支援センター

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、重大な人権侵害です。配偶者やパートナーからの暴力の悩みに相談員が応じます。ひとりで悩まず、まずはお電話を。

☎017-734-5318【相談専用】

☎時月~金曜日(祝日、年末年始を除く)

8:30~17:00

☎備来所相談は要予約

☎対原則、女性が対象

性的マイノリティにじいろ電話相談

自分のこと、パートナーのこと、家族や友人との関係、学校や職場のことなど、性的マイノリティ(性的少数者)に関する悩み全般に、専門の相談員が応じます。ご家族や友人、学校・職場のかたもどうぞ。

☎017-776-8803【相談専用】

青森市男女共同参画プラザ「カダール」

☎時毎週火曜日(年末年始を除く)

9:00~21:00